

## 通いの場と立ち上げ・再開

新型コロナウイルスへの感染防止のための外出控えより、高齢者の身体活動量が3割も減少してしまっていることから「新型コロナウイルス感染症の収束後に『要介護高齢者が増加』してしまう」可能性が危ぶまれています。1)

同センターでは、「新型コロナウイルス感染防止」を確保しながら、安全に「通いの場」を開催するための方策として、8つの工夫案を提示しています。2)

政府においても、認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が令和元年6月18日に取りまとめられ、「認知症になるのを遅らせる」、あるいは、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での「予防」の取組みとして、「高齢者が集まって体操などを行う『通いの場』の拡大」が施策の具体的な目標に掲げられ、改めて通いの場が注目を浴びるようになりました。3、4)

厚生労働省は、令和2年9月11日に、ウェブ上の「通いの場」を開設し、インターネットを活用した動画の配信なども進められています。5)

その中で、「通いの場の運営者・リーダー、自治体の皆さまへ」向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、通いの場を再開することで介護予防の取組を推進するための留意点が述べられ、留意点が1ページにまとめられたチラシをダウンロードできるようになっています。6)

以上のような最近の社会状況の変化とニーズの高まりが認められることに伴い、受け皿として期待される「通いの場」がいつ、どこで、誰が、どのように立ち上げられてきたかを、地域ごとに整理しておくことが重要です。

「住民主体で、地域づくりの視点」で行われる活動への支援を目指した「地域づくりによる介護予防の取組を推進するための調査研究事業」(柳尚夫委員長)は、平成28年3月に発行した「地域づくりによる介護予防を推進するための手引き [地域展開編]」において、通いの場を地域展開していくための実践的な「道しるべ」を示しました。7)

その成果や事業の展開方法、考え方を整理して、翌年に「地域づくりによる介護予防を推進するための手引き ダイジェスト版」が厚生労働省から発行されています。8) これは、「市町村および都道府県において、介護予防事業に始めて取り組む介護予防担当者の参考となるよう」経験に裏付けられた実践がまとめられています。

厚生労働省老健局では、平成元年度に「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」を実施し、「通いの場について現状果たしている機能等を踏まえ、今後求められる機能をどのように考えるか」という論点も含めて議論されてきたことを令和元年12月13日に取りまとめています。9) その本文(p.4)において、通いの場に関連して、以下のように記載されています。

- 通いの場(注1)の数及び通いの場への参加率の状況をみると、
    - ・ 平成25年以降増加傾向にあり、現在(平成30年度)には、通いの場の数は106,766か所、65歳以上人口に占める参加率は5.7%となっており
    - ・ 取組内容としては、体操が約半数(52.8%)を占め、次いで茶話会(19.0%)、趣味活動(16.9%)、会食(4.7%)、認知症予防(4.2%)の順に多くなっている。
  - 一方で、通いの場の数及び通いの場への参加率は、市町村が把握している通いの場について報告されたものであり、地域で行われるサークル活動や趣味活動等が含まれず、介護保険の担当部局が所管する取組に限られているのではないかと指摘がある。
  - また、通いの場については、「健康寿命延伸プラン」や「認知症施策推進大綱」等においても、更なる拡充を図ることとしているが、通いの場に参加している者の数が5.7%である状況を踏まえると、
    - ・ 通いの場をより魅力的なものとしていくとともに、通いの場に関する積極的な広報を進めていくことや、
    - ・ 介護予防に資する取組への参加やボランティア等への参加を促すためのポイント付与の取組の実施率が約3割にとどまることへの対応が必要である。
  - あわせて、本人の意向や身体的な状況により、通いの場に参加しない、あるいはできない者についても、その中で何らかの支援を要する者を把握し、必要な支援につなげる取組を進めていくことが重要である。
  - さらに、介護予防の機能強化を図る観点から、
    - ・ 保健・医療・福祉等の専門職が安定的に関与できるよう、人員確保や関係団体等との連携等を進めていく重要性に関する指摘があることや、
    - ・ 「総合事業実施効果の点検・評価」を行っている市町村が約3割にとどまっており、その理由としてやり方がわからないことや必要性を感じないことを挙げる市町村があることに対する対応を行っていくことが必要である。
- (注)1 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査において、「介護予防に資する住民主体の通いの場」として、市町村が把握しているもののうち、次の条件に該当し、当該年度において活動実績があったものを集計
- ① 体操や趣味活動等を行い、介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること。
  - ② 通いの場の運営主体は、住民であること。
  - ③ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと。
  - ④ 月1回以上の活動実績があること。

- 1) 長寿医療研究センター. 新型コロナの影響で高齢者の身体活動は3割減、ウォーキングや屋内での運動実施が重要. 2020.6.8. <https://gemmed.ghc-j.com/?p=34338>
- 2) 長寿医療研究センター. 新型コロナ感染防止策をとって「通いの場」を開催し、地域高齢者の心身の健康確保を. 2020.7.29. <https://gemmed.ghc-j.com/?p=35224>
- 3) 厚生労働省. 認知症施策推進大綱について. [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html)
- 4) 第2回 認知症施策推進関係閣僚会議 議事録. p. 3. 2020.6.18. [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho\\_kaigi/dai2/gijisidai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ninchisho_kaigi/dai2/gijisidai.html)
- 5) 厚生労働省. 高齢者の方の元気を支える、Webサイト上の街へ、ようこそ. <https://kayoinoba.mhlw.go.jp/>
- 6) 厚生労働省. ～通いの場の運営者・リーダー、自治体の皆さまへ～新型コロナウイルス感染症に気をつけて、通いの場を再開するために.
- 7) 株式会社日本能率協会総合研究所 社会環境研究事業本部. 地域づくりによる介護予防を推進するための手引き [地域展開編]. 2016.3. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000122064.pdf>
- 8) 厚生労働省老健局老人保健課. 地域づくりによる介護予防を推進するための手引き ダイジェスト版. 2017.3. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000166414.pdf>
- 9) 厚生労働省 老健局. 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 取りまとめ. 2019.12.13. [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08408.html)